

外構（エクステリア）工事も

補助金

が受けられます！

予算額
200万円
予算がなくなり
次第終了



住宅枠 住宅敷地内に係る外構工事

事業所枠 事業所敷地内に係る外構工事（商工会員限定）



住宅枠 および
事業所枠ともに

最大
15万円

詳細は裏面をご覧ください

市内で施工業者をお探しの方、ご相談ください。
まかせて安心！！笠間市商工会プロジェクト「かさまりリフォーム工房」

豊富な実績、顧客満足度120%の「高い技術力」と「素早く手厚い対応」充実のアフターフォロー。
かさまりリフォーム工房は、笠間市商工会の建設業部会員有志62社で組織するプロ集団です。

お問い合わせ
ご相談

笠間市商工会内 ※補助金提出のお問い合わせは商工会友部事務所へおかけください。
かさまりリフォーム工房 Tel.0296-72-0844

相談無料
見積無料



笠間市笠間 1464-3
【受付時間】 平日 8:30~17:15

笠間市補助事業

補助金で
リフォーム
しませんか？

予算額
1,700万円
予算がなくなり
次第終了



住宅リフォーム



最大
15万円

店舗・工場・事務所の 改築・改装



最大
15万円

今年度補助金の支払いを受けた場合、次年度から2年間（令和9年度まで）は
補助金申請することができません。

詳細は裏面をご覧ください

お問い
合わせ

笠間市商工会友部事務所

Tel.0296-77-0532



笠間市東平 2-3-3

住宅・店舗リフォーム促進補助事業

募集内容

受付期間

令和7年5月7日(水)から 予算額1,700万円終了まで
受付時間：平日8：30～17：00
※先着順となり予算がなくなり次第終了となります。

受付場所

笠間市商工会友部事務所（笠間市東平2-3-3）

申込方法

工事着工前に住宅・店舗リフォーム促進補助事業交付申請書及び添付書類を添えて、笠間市商工会友部事務所へ提出してください。（郵送での受付は不可）
※工事着工後の申請はできません。

補助対象建物

住宅：申請者が市内に自ら居住している建物（賃貸住宅は対象外）
店舗：小規模事業者が市内で事業を営む、店舗、工場、事務所が対象。
（一部対象とならない場合もあります）

その他

詳細は「申請の手引き」をご覧ください。
なお、申請の手引きは商工会各事務所の窓口にご用意しております。
また、各々様式は商工会ホームページよりダウンロードもできます。

補助対象工事

建物に係る増築、修繕、改修等

※市内の小規模建設施工業者による建物の増築、修繕、改修に係る工事費用が20万円(税別)以上の工事が対象です。

補助対象工事(例)

- | | | |
|-------------------|------------------------|------------------|
| ■ 既存住宅の増築、改築工事 | ■ 外壁の張り替え、塗装、コーキング工事 | ■ 部屋の間仕切り変更工事 |
| ■ 屋根の葺き替え、塗装、防水工事 | ■ 軒天の張り替え、塗装工事 | ■ 床、内壁、天井の張り替え工事 |
| ■ 雨どいの改修、塗装工事 | ■ 浴室、キッチン、洗面所、トイレの改修工事 | ■ 畳の表替え、新設工事 |

※交換のみや既製品の購入取付は補助対象外となります。事前にお問合せください。

《注意》住宅または店舗と別棟の倉庫や車庫、造園工事、門扉や塀等の外構工事、電気設備や通信設備等の購入に伴う設置・取替えのみの工事、補助金交付決定前に着工した工事は対象外となります。

※但し、外構（エクステリア）補助金が受けられる場合がありますので、別途申請ください。

補助金額（年度内1回まで）

- | | | |
|--------|--------------|------------------------|
| ■ 住宅物件 | 工事費用(税別)の10% | 補助金の上限は15万円(千円未満は切り捨て) |
| ■ 店舗物件 | 工事費用(税別)の15% | 補助金の上限は15万円(千円未満は切り捨て) |
- 店舗併用住宅の場合には、工事を行う総面積の住宅にあたる部分の面積により判断します。

工事完了及び工事代金支払

令和7年12月31日(水)まで

外構（エクステリア）補助事業

募集内容

受付期間

令和7年5月7日(水)から 予算額200万円終了まで
受付時間：平日8：30～17：00
※先着順となり予算がなくなり次第終了となります。

受付場所

笠間市商工会友部事務所（笠間市東平2-3-3）

申込方法

工事着工前に外構（エクステリア）補助事業交付申請書及び添付書類を添えて、笠間市商工会友部事務所へ提出してください。（郵送での受付は不可）
※工事着工後の申請はできません。

補助対象の敷地とは

住 宅 枠：申請者の居住する住宅の敷地(土地)
事業所枠：事業所(店舗)の敷地(土地)
※事業所枠は商工会員限定です。

その他

詳細は「申請の手引き」をご覧ください。
なお、申請の手引きは商工会各事務所の窓口にご用意しております。
また、各々様式は商工会ホームページよりダウンロードもできます。

補助対象工事

本事業は商工会員事業所による法令を遵守した工事であり、住宅敷地内または事業所敷地内の外構工事に係る工事費用が10万円(税別)以上の工事が対象です。

補助対象工事(例)

- | | | | | |
|--------------|--------|---------|--------|--------|
| ■ 門扉 | ■ 門柱 | ■ アプローチ | ■ 塀 | ■ フェンス |
| ■ 駐車場（カーポート） | ■ 舗装工事 | ■ 植栽 | ■ 造園工事 | |

《補助対象外の工事》

- | | |
|----------------------|----------------------------------|
| ●補助金交付決定前に着工した工事 | ●住宅や店舗、倉庫(物置)、車庫、看板等の建物や構築物に係る工事 |
| ●住宅又は店舗敷地外に係る工事 | ●庭木の剪定、伐採のみの工事 |
| ●解体、撤去のみの工事 | |
| ●施工業者が自己所有の土地に自ら行う工事 | |

補助金額（年度内1回まで）

- | | | |
|---------------|--------------|------------------------|
| ■ 住宅枠・事業所枠 共通 | 工事費用(税別)の15% | 補助金の上限は15万円(千円未満は切り捨て) |
|---------------|--------------|------------------------|

工事完了及び工事代金支払

令和7年12月31日(水)まで

＜商工会未加入の事業所の皆様へ＞

本事業は市内小規模建設施工業者の工事受注機会の増大を図る目的から、多くの施工業者が工事受注の機会を得られるよう工事受注制限を設けております。（リフォーム補助金:会員10件／非会員3件まで）（エクステリア補助金:会員1事業所5件／非会員受注不可 ※但し、令和7年度住宅・店舗リフォーム補助金事業における受注施工業者は1事業所3件まで）

未加入事業所の方は、この機会に商工会へご加入することをお勧めします。商工会への加入手続きは笠間市商工会各事務所で行っております。

お問い合わせ

友部事務所のみ受付になります。ご注意ください。

Tel.0296-77-0532

<https://www.kasama-shoko.jp/>

笠間市商工会友部事務所
笠間市東平2-3-3

補助金申請の流れはこちらの笠間市商工会HPから→

